# 第一フロンティア生命 / 第一生命グループのご案内



### 第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です

第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの 墓集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートす る保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア 生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の 高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることをめざし

#### -生涯のパートナー 第一生命グループについて

第一生命 第一生命グループは、1902年、日本での創業以来、お客さま 本位(お客さま第一)を経営の基本理念に据え、生命保険の 提供を中心に、地域社会への貢献に努めてきました。 これからも、お客さまとお客さまの大切な人々の"一生涯の パートナー"として、グループ各社が、それぞれの地域で、人々の 安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していきます。

# アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

爾0120-876-126

## サービス内容

- ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご昭会
- 3給付金などの請求のお手続き
- 4月標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き

営業時間:月曜日~金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00~17:00



現在の積立利率、基準価額、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、 第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL http://www.d-frontier-life.co.ip/

ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- ●「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」(年4回)
- \*3月末,6月末,9月末,12月末の積立金額などのご契約状況・ 特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。
- ●「定額の円貨建年金保険への移行のお知らせ」
- \*ご契約時に「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を 付加された方のみ、目標値到達時にご郵送します。
- \*移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回ご郵送します。

[募集代理店]

# [引受保険会社]



第一フロンティア牛命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 暗海トリトンスクエア X棟15階 電話(03)6863-6211(大代表)

第一フロンティア生命

お客さまサービスセンターでで、0120-876-126

営業時間:月曜日~金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00~17:00 ◎第一フロンティア生命ホームページ http://www.d-frontier-life.co.jp/

(登)B14F0027(2014.5.9) 営業F2615-02 '14年6月作成 ラ

[引受保険会社]







2014年7月版

# 契約締結前交付書面

# (契約概要/注意喚起情報)

この書面は、保険業法に基づき、ご契約の締結前にお客さまに 交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」であり、 「契約概要」と「注意喚起情報」の2部で構成されています。



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする 生命保険であり、預金とは異なります。



# この書面は十分にお読みください

- ●「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい 事項を記載しています。また、「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特に ご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を ご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ●なかでも、主な免責事由やご契約中の他の保険契約の解約・減額を前提とした新たな 保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載 された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。
- ●この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、給付金などのお支払事由またはお支払いで きない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明など については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。また、資産 運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、 こちらもあわせてお読みください。

# 契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただ いただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載のお支払事中やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事 ついては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

この冊子では、分かりやすさの観点から約款上の用語をつぎのとおり表記しています。

約款に記載の名称	この冊子での表記
定率部分	定額部分
運用実績連動部分	変額部分

# 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- ■商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- ■住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階
- ■電話 03-6863-6211(大代表)
- ■ホームページ http://www.d-frontier-life.co.ip/

# この保険のポイントは以下のとおりです

- ■この保険は、一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、年金支払開始日に年金額を定める しくみの保険料一時払方式の外貨建の変額年金保険です。
- ■基本保険金額に年金原資保証率※を乗じた金額が、年金原資額として定額部分のみで最低保証され、 変額部分で更なる運用成果の上乗せをめざします。積立金額は、定額部分の積立金額および変額 部分の積立金額の合計額となります。
  - (1) 定額部分について
    - 第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率を適用し、運用期間満了時 の積立金額が、年金原資保証率※に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。
    - ※「基本保険金額」に対する「年金支払開始日の前日における定額部分の積立金額」の割合で、 この保険では100%(米ドル建)または110%(豪ドル建)となります。
  - (2)変額部分について
    - 特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。
- ■積立利率は、毎月2回(1日と16日)、指標金利(指定通貨の10年金利スワップレート)に基づいて 第一フロンティア生命が定めた利率のことで、定額部分に適用します。
- ■外貨建の年金原資額や死亡給付金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- ■年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括 でのお受取りも選択できます。
- ■「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の付加により、「基本保険金額の円換算額」に対する 「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して 定額の円貨建の年金保険に移行します(移行後の積立金額は、当社所定の利率による利息をつけて 年金支払開始日の前日まで積み立てます)。

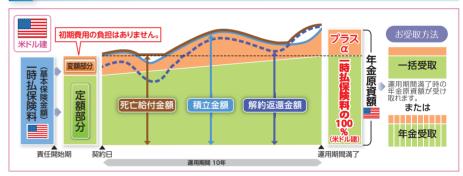
きたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み

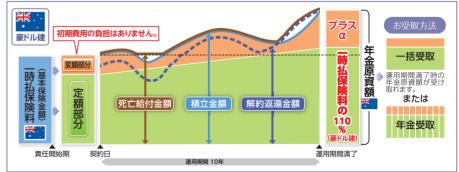
例を示しています。お支払事中の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などに

# <この保険のリスク> -

- ■変額部分について、日本を含む先進国の株式、米国債券、先進国の通貨、商品(コモディティ)、 為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額 などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、 解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ■定額部分について市場価格調整を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の 際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を 下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ■為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、 解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還 金額を下回る場合や、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約 返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が 生じるおそれがあります。

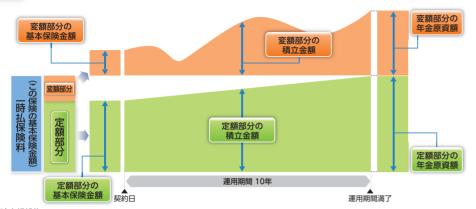
# この保険のしくみ図は以下のとおりです





- \*上記のしくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。
- \*「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、目標値に到達した場合のイメージは、P6をご参照ください。
- \*契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。 「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日|または「承諾日|のいずれか遅い日末に繰り入れます。

# 一時払保険料について、定額部分と変額部分の2つの部分に分けて 運用を行います



# (1) 定額部分

●定額部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち定額部分に充当する金額のことをいい、定額部分の年金原資額(基本保険金額の100% (米ドル建)または110%(豪ドル建)に相当する額)を確定するためご契約の際に必要となる金額を、適用される積立利率を用いて計算します。



- \* 定額部分の基本保険金額の単位は1米セントまたは1豪セントとし、端数については小数第1位を切り上げます。
- \* 定額部分の割合の単位は0.1%とし、端数については小数第2位を切り上げます。
- ●定額部分の積立金額とは、定額部分の基本保険金額と同額を、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき 計算する金額のことをいいます。

### (2)変額部分

●変額部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち変額部分に充当する金額のことをいい、この保険の基本保険金額から定額部分の 基本保険金額を差し引いて計算します。



#### ●変額部分の積立金額とは、変額部分の基本保険金額と同額を特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額のことをいいます。 ご参考 定額部分および変額部分の基本保険金額の計算例など ①定額部分および変額部分の基本保険金額の計算例 指定通貨が豪ドル、一時払保険料(この保険の基本保険金額)が100,000豪ドル、適用される積立利率が2.5%の場合の例 変額部分の この保険の\_\_\_ 年金原資保証率 定額部分の (1+ 適用される積立利率)10 = 100,000豪ドル× $\frac{1+2.5\%}{10}$ = 100,000豪ドル - 86,000豪ドル = 14.000豪ドル = 100.000豪ドル× 86.0%(小数第2位を切り上げ) = 86,000豪ドル ②定額部分および変額部分の割合の例 指定诵貨 年金原資保証率 適用される積立利率 1.0% 1.5% 20% 2.5% 3.0% 3.5% 90.6% 86.2% 82.1% 78.2% 74.5% 70.9% 定額部分の割合 米ドル 100% 9.4% 13.8% 17.9% 21.8% 25.5% 29.1% 変額部分の割合 定額部分の割合 94.8% 90.3% 86.0% 81.9% 78.0% ご契約 110% 豪ドル 変額部分の割合 ハただけません 5.2% 9.7% 14.0% 18.1% 22.0%

# 年金または死亡給付金をお支払いします

# 年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

		年金受取開始年齢※	
確定年金	年金受取	年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取 期間の未払年金現価をお支払いします。 この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して 受け取ることもできます。	10歳~90歳
一括受取 (年金原資額の) 一時支払	一括受取	年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書 できます。	面にて選択することが

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

- 注1 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- 注2 年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル、円貨の場合は30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、 年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。
- 注3 年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます(未払年金の一括払)。
- 注4 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金 受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

# 死亡給付金

- ■被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末の基本保険金額、積立金額または解約返還金額の いずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
- ■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、 死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについての詳細は、P10をご参照ください。
- ■「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約 |を付加し、定額の円貨建年金保険への移行後に被保険者が死亡された場合の 死亡給付金額は、被保険者が死亡した日における移行後積立金額となります。
- \*責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできないことがあります。詳しくはP17および 「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

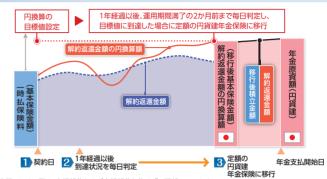
年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、 外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

# 6 この保険には付加できる特約があります

# ■ご契約時のみ付加できます(ご契約後に付加することはできません)。 目標値到達時 ■「基本保険金額の円換算額(判定基準金額) |に対する「解約返還金額の円換算額 | の割合が目標値 に到達した場合、定額の円貨建年金保険に移行します。 定額円貨建 ■目標値は105%または110~200%から10%きざみで指定いただきます。目標値は契約後も、 年金保険 到達判定日までに限り、変更できます。変更時にはさらに250%、300%も指定いただけます。 移行特約 \*市場環境(「ご契約のしおり・約款」をお読みください)によっては、月標値に到達しない場合 があります。日標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。 ■保険料を円貨でお払い込みいただくことができます。 保険料 ■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日 円貨入金特約 の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただくことができます。 保険料 ■指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命 外貨入金特約 に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。 ■年金などのご請求の際に、その受取人からのお申出により付加できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 円貨支払特約 ■円貨による年金受取の選択は、第1回の(特約)年金の請求の際に限ります。また、円貨による 年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額は、第一フロンティア 生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。 ■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 死亡給付金等の ■ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、 年金払特約\* ご契約者からのお申出により付加できます。 ■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回~40回(5回きざみ))から選択いただきます。

※特約年金額は、死亡給付金額をもとに、特約年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。 ※特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。

# 7 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、 設定した目標値に到達した場合に定額の円貨建年金保険に移行します



\*上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けずに記載しています。

# 1 目標値設定

- ■目標値は、「基本保険金額の円換算額(判定基準金額)※1 |に対する「解約返還金額の円換算額※2 |の割合です。
- ※1 一時払保険料を第一フロンティア生命に着金した日の判定基準為替レートで円換算した金額となります。なお「保険料円貸入金特約」を付加した場合は円貸払込金額を第一フロンティア生命に着金止た日の判定基準為替レートで円換算した金額となります。
- ※2 解約返還金額を判定日の目標値判定為替レートで円換算した金額となります。

判定基準為替レート TTM +50 銭 \*TTM / 対顧客電信売貸相場仲値は、第一プロンティア生命所定の金融機関が込まする値とおります。 目標値判定為替レート TTM -50 銭 \*た記の為替レートは 2014 年 5 月現在の数値であり、将来変更することがあります。

■目標値は、以下から指定いただきます。

05%) \*\*\* (110%

~ 2

200% (10% きざみ)

■目標値到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定いただけます。

# 2 到達状況の判定

■契約日から1年経過以後より、運用期間満了の2か月前まで、到達状況を毎日<sup>※3</sup>判定します。 ※3月曜日~金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)

# 3 目標値に到達した場合には、自動的に円貨で運用成果を確保し、 定額の円貨建年金保険に移行

- ■目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(移行日)に、到達判定日末の「解約返還金額の円換算額」を移行後 基本保険金額とする定額の円貨建年金保険に移行します。なお、到達判定日から移行日前日の解約返還金額は変動 (増減)します。
- ■移行後基本保険金額は、年金支払開始日の前日までの期間(移行後積立期間)、第一フロンティア生命所定の利率で 積み立てます(積み立てられる金額を移行後積立金額といいます)。
- ■年金支払開始日は、移行日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日、またはご契約の締結の際に定められた年金支払開始日のいずれか早く到来する日となります。
- ■年金支払開始日の前日における移行後積立金額を年金原資額とし、年金原資額の一括受取または年金受取ができます。
  \*解約および年金原資額の一括受取の税務のお取扱いにつきましては、契約日からの年数により異なります(なお、5年以内の場合は源泉分離課税の対象として、源泉徴収されます)。詳しくは P20 をお読みください。
- ■移行後積立期間には、ご契約を解約して移行後積立金額をお受取りいただくこともできます(市場価格調整は行わず、解約 控除もかかりません)。

<sup>※</sup>特約年金額が当社所定の金額に満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。また、特約年金の受取回数は、支払事由発生前に限り変更することができます。なお、特約年金受取人が複数名の場合の受取回数については受取人全員が同一となりますが、支払事由発生後において一部の受取人の特約年金額が当社所定の金額に満たない場合は、その受取回数を変更することができます。

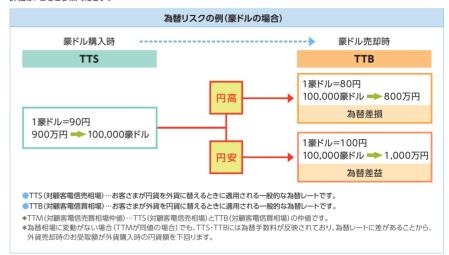
# 8 運用期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

		指定通貨で入金する場合	米ドル	豪ドル	
		相定通貨で八並する場合	20,000米ドル	20,000豪ドル	
基本保険金額		「保険料円貨入金特約」を	円		
	最低	付加する場合	200	万円	
/一時払保険料 \ もしくは		「保険料外貨入金特約」を	払込通貨:米ドル/指定通貨:豪ドル	払込通貨:豪ドル/指定通貨:米ドル	
各払込金額		付加する場合	20,000米ドル	20,000豪ドル	
		*保険料の払込単位は、円:1万日 5億円相当額※	円、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル	0	
	最高	※第一フロンティア生命が毎年 *同一の被保険者について、他	6月に定める為替レートで円換算しま こ第一フロンティア生命の変額個人年 4額を超えることはできません。		
運用期間		10年			
契約年齢		0歳~80歳(契約日における	る被保険者の満年齢)		
年金受取開始:	年齢	10歳~90歳			
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定			
死亡給付金受時	取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。			
後継年金受耶	ı,	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。			
年金受取期間の	変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。			
年金支払開始日の	の変更	年金支払開始日の繰延べを取り扱います。			
保険料の払込	方法	一時払のみ取り扱います。			
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約 返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。			
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。			
	減額	取り扱いません。			
契約者貸付		取り扱いません。			

# 2 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

# 10 この保険には為替リスクがあります

詳細はP2をご参照ください。



# 契約概要

# ご契約を解約した場合、解約返還金が支払われます (減額の取扱いはありません)

解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

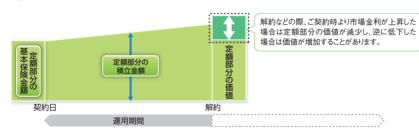
# 解約返還金額 解約返還金計算日※未のつぎの金額となります。 ※請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とします。 定額部分の 積立金額 × (1-市場価格調整率) 中 変額部分の 積立金額 一 解約控除の額

# 市場価格調整(定額部分の積立金額に適用されます)

- ■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。 このため、解約の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約返還金額が増減します。
- ■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。



- \*「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
- \*「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約の一時払保険料を当社が受け取り、この保険契約と同一の年金原資保証率、 通貨および特別勘定が指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率とします。
- \*「残存月数」とは、運用期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。



■「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円貨建年金保険への移行後は市場価格調整を 行いません。

# 解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。



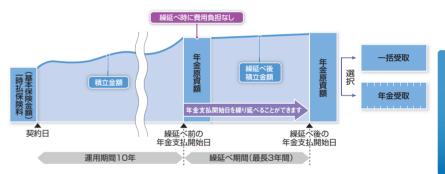
# 解約控除率

					4年以上 5年未満					
	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%

■「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円貨建年金保険への移行後は解約控除はかかりません。

# 12 年金支払開始日を繰り延べることができます

- ■年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- ■繰延べ期間は最長3年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を 限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日末における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で 積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- ■繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金 受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されます。
- ■繰延べ期間には、ご契約を解約して繰延べ後積立金額をお受取りいただくこともできます(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。
- ■「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円貨建年金保険に移行した場合であっても、 年金支払開始日を繰り延べることができます。ただしこの場合、繰延べ期間は最長1年となります。
- ■「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達せず、年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。



\* 上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けずに記載しています。

# 13 変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

■変額部分における特別勘定は、以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

指定通貨	米ドル	豪ドル			
特別勘定の名称	グローバル分散型(米ドル)	グローバル分散型(豪ドル)			
主な投資対象となる 投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド12VA (適格機関投資家限定)	DIAM世界アセットバランスファンド9VA (適格機関投資家限定)			
運用会社	《DIAMアセットマネジメント株式会社》 1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して 設立された運用会社です。運用力の強化、グローバルな情報収集・投資戦略を計画・実行するため、 100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポール、香港に有し、世界的視野に立った 調査・運用体制を実現しています。				
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、年率0.20%(税抜き)の1/365を毎日控除します。				
投資方針		貸、商品(コモディティ)、為替取引などを実質的な の成長を図ることを目的として、積極的な運用を			

# 実際の投資金額より大きな金額で運用できるしくみ<br/> 変額部分について、<br/> 実質的な運用総額を毎日見直します<br/> 株式 (債券)<br/> 適貨 商品<br/> 実際の投資金額<br/> 実際の投資金額

このしくみにより、基準価額は大きな価格変動を伴います。よって、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となる可能性もあります。変額部分がゼロになる可能性はありますが、マイナスになることはなく、定額部分に影響を与えることはありません。

■各資産クラスの構成要素は、以下のとおりです。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

主な投資	対象	構成要素			
株式		MSCI ワールド指数			
債券		ML 10年米国債先物指数			
通貨		ML FXアービトラージ指数			
商品		ML コモディティ指数			

■変額部分の投資リスクの詳細は次のとおりです。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株式の価格は大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、特別勘定の基準価額の下落要因となる可能性があります。
金利変動リスク	金利変動を受けて債券の価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。この特別勘定では、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により特別勘定の基準価額の下落要因となる可能性があります。
商品(コモティティ)の 価格変動リスク	商品の価格が、需給関係や為替、金利変動などの様々な要因により大きく変動するリスクをいいます。需給関係は、 天候、作況、生産国の政治、経済、社会情勢の変化などの影響を大きく受けます。一般に、商品価格が下落した場合、 基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。また、投資対象となる投資信託はオプション取引を行います。そのため、オプション取引の相手先が債務不履行または支払不能に陥った場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
流動性リスク	市場や関連する先物市場の流動性が低くなるリスクをいいます。特に、コモディティ市場の流動性は、国内外の先進国の株式市場、国債市場や為替市場等と比較すると相対的に低いとされています。一般に、影響の大きな事象の発生が起こった場合、流動性の高い市場よりも大きな価格変動となり、特別勘定の基準価額の大きな変動の要因となります。

■特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。 ただし、この評価方法について将来変更することがあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

# 14 お客さまに負担していただく諸費用があります

■費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

い事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し 内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

# ご注意

# お客さまに負担していただく諸費用について

■この保険にかかる費用は、運用期間中は変額部分における「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、解約時には、この他に「解約控除」がかかります。また、外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。

# 運用期間中

①定額部分における費用

直接負担していただく費用はありません。積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用をあらかじめ差し引いております。

②変額部分における費用

項目	費用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金の最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率1.85%	左記の年率の1/365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費* 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 <mark>0.20%(税抜き)</mark>	左記の年率の1/365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2014年5月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

■特定のご契約者に負担していただく費用

項目	費用	時 期
解約控除 解約した場合にかかる費用です。	この保険の基本保険金額に 経過年数別の解約控除率を 乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	解約した時に控除します。 (P9をご参照ください)

# 解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%

\*移行後積立期間中に解約した場合、解約控除はかかりません。

# 年金受取期間中

項目	費用
保険契約関係費 (年金管理費) <sup>※</sup> 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して1.4% (円貨で年金を受け取る場合は <mark>0.35%</mark> )

※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、 費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2014年 5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金 管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した 場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

# 通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、「円貨支払特約」を付加して年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお受け取りになる場合、および「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して定額の円貨建年金保険に移行した場合

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM-50銭

■「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

払込通貨	指定通貨	「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
米ドル	豪ドル	(米ドルのTTM – 25銭) ÷ (豪ドルのTTM + 25銭)
豪ドル	米ドル	(豪ドルのTTM – 25銭) ÷ (米ドルのTTM + 25銭)

\*上記の為替レートは、2014年5月現在の数値であり、将来変更することがあります。

# 外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります(「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合などは上記をご参照ください)。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

\*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

# ご注意

# 変額部分の投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- ●この保険の変額部分の積立金は、特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、日本を含む 先進国の株式、米国債券、先進国の通貨、商品(コモディティ)、為替取引などで実質的に運用 されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などが基準価額の下落要因となります。
- ●基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ●なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約の しおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分 にご確認ください。

# ご注意

# 解約する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

定額部分について市場価格調整を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



# 為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額を下回る場合や、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

# | 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ) ができます

- ■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいすれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます)であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。
- ■お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により第一フロンティア生命あてに送付してください。
- <送り先> 〒104-8691 日本郵便株式会社 晴海郵便局 郵便私書箱第510号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター
- ■お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- ■一時払保険料充当金(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は 外貨払込金額)と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。お客さまが外貨をお受け取りになる際には、取扱 金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。
- ■ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- ■クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

# 2 告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

# 3 定額部分に適用される積立利率は、第一フロンティア生命が 一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- ■積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- ■お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- ■なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額となります。

積立利率は、指定通貨の10年金利スワップレートを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を差し引いた利率となり、この保険では、定額部分に適用されます。

# 4 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の 開始日は以下のとおりとなります

- ■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。
- ■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- ■この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に 繰り入れる日となります。
- ■第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。

# 汪意喚起情報

# 5 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- ■死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- ■重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)
- ■死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- ■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

# 6 解約返還金額が増加または減少することがあります

■解約返還金額の計算方法など詳細はP9をご参照ください。

# 7 この保険には為替リスクがあります

■詳細はP15をご参照ください。

# 8 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

# 生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

# 9 現在ご契約中の他の保険契約を解約または減額して、 新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような 不利益となる事項があります

- ■ご契約中の他の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ■ご契約中の他の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ■ご契約中の他の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の他の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

# **↑ 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります**

- ■ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- ■特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2か月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

# **11** お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- ■天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その期間(以下「取引停止期間|といいます)中、以下のとおり取り扱います。
- ■保険契約のお申込みについては、取引停止期間中は受付を行いません。すでにお申込みを受け付けていた場合でも、 そのお申込みはなかったものとして取り扱います。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日から受付を開始します。
- ■解約については、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に解約されるものとします(解約が延期されます)。この場合、その解約される日を解約返還金計算日とします。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。
- ■ご契約時に「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、目標値の変更または特約の解約(以下「目標値の変更など」といいます)をする場合は、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に目標値の変更などが行われるものとします(目標値の変更などのお手続きが延期されます)。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。
- ■お手続きの停止、延期および取消しを行う場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(http://www.d-frontier-life.co.jp/)にてお知らせします。

# 12 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- ■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する さまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (生命保険協会ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/)
- ■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過 しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険 相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

# 13 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- ■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- ■第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ■死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

# ∠ ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください。

- ■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- ■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

0120-876-126

営業時間: 月曜日~金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く) 9:00~17:00

# 15 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ■ここに記載の税務のお取扱いは2014年5月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
  - \*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。
- \*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

# 外貨建の保険契約のお取扱い

■つぎの基準により円貨に換算したうえで、円貨建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
77年中7月25日 11	所得税(一時所得)となる場合	(請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
7C C #G [1] 3E	所得税(一時所得)となる場合	又 仏 争 田 光 王 口	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
年金原資額の 一時支払	所得税(一時所得)となる場合	年金支払開始日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

- \*TTM(対顧客電信売買相場仲値)、TTB(対顧客電信買相場)についてはP8をご参照ください。
- \*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。
- \*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- \*「円貨支払特約」または「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。
- \*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
- \*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

# ご契約時

- ■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。 介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。
- \*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

## 生命保険料控除の適用条件

ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。

# 運用期間中

# ■解約時の差益に対する課税

契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約		
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税		

# ■死亡給付金受取時の課税

	契約例				
契約形態	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	課税の種類	
ご契約者と被保険者が同一人	Α	Α	В	相続税	
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	Α	В	Α	所得税(一時所得※1)+住民税	
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	Α	В	С	贈与税	

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条> |が適用されます。

# 年金受取期間中

# ■一括受取(年金原資額の一時支払)時の課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

## ■年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合		
所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(一時所得※1)+住民税		

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

#### ※1 一時所得の課税対象

ー時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。 特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の  
課税対象額 
$$=$$
  $\left($  収入  $\left($  必要経費  $-$  特別控除  $\left($  (受取額)  $-$  (払込保険料)  $-$  (50万円)  $\right)$   $\times$   $\frac{1}{2}$ 

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

# アメリカ・オーストラリアの魅力

# ※当資料は信用できる資料をもとに作成しておりますが、データ内容の正確性や

#### 完全性については、これを保証するものではありません。

# 経済成長率(日本との比較)



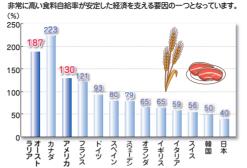
# **食料自給率**(カロリーベース)(2009年)

2位

4位

4位

7位



5.7%

5.7%

6.7%

11.4%

21.2%

3.6%

10.2%

1995 出典:IMF World Economic Outlook Database October 2013

# 主な鉱物資源生産世界シェア

1990

豊富な資源を保有しており、安定した経済を支える要因の一つとなっています。 また両国ともに、近年注目の集まるシェールガスを多く埋蔵しているといわれています。

2000

2005

2010

アメリカ	

1985

1980

	レア・アース	2位	6.3%
111	硫黄	2位	12.9%
<b>&gt;&gt;&gt;</b>	金	3位	8.5%
	鉛	3位	6.6%



ダイヤモント

シェールガス\*

石灰

亜鉛







出典: USGS[MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2013 Iのデータより \*生産量については、USGS「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2013」に生産量が記載されている国の中での順位・シェアであり 必ずしも世界順位・シェアを正確に反映しているとは限りません

※シェールガスについては、国別推定可採埋職量の順位となります。(U.S. Energy Information Administration のデータによる)

# 10年国債利回りの推移(2000年1月~2013年12月末)



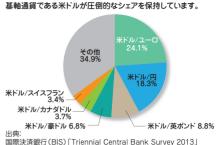
\*対象期間について月次データ(月末値)を集計しています。 【出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が作成

21



# さらにアメリカをみると… 外貨準備の構成比率(2013年第4四半期) 世界の外貨準備高の3割以上を米ドルが占めています。 米ドル 32.6% 配分不明 英ポンド 2.2% 四 2.1% その他 1.5% カナダドル 0.9% スイスフラン 0.1% 豪ドル 0.9% 出典:

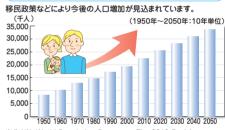
# 通貨ペア別の取引高比率(2013年)外国為替市場の一日平均



# IMF[Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves] さらにオーストラリアをみると…



# オーストラリアの人口推移



出典:UN, World Population Prospects: The 2012 Revision

140

120

86.58 105.39

89.80 105.10

86.58

18.81

87.03

18.07

76.13

10.45

75.29

14.51